



名 称		熊本駅前東B地区 地区計画				
位 置		熊本市西区春日 2 丁目				
面 積		約 3. 0 h a				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	九州新幹線鹿児島ルート of 全線開業を契機として、駅前広場や都市計画道路の整備にあわせた道路整備等の都市機能の更新が行われており、合わせて、くまもとの玄関口としてふさわしい魅力あるまちづくりの実現に向けて、ルールに基づくまちなみの形成、建築物の誘導を行う。				
	土地利用の方針	駅前広場を中心とした、くまもとの玄関口にふさわしい魅力ある賑わいと安らぎのあるまちづくりを実現する。				
	地区施設の整備の方針	地区内居住者の生活利便性の向上や、土地の有効的かつ効率的な利用を図るため、区画道路や生活道路を配置する。				
	建築物等の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>くまもとの玄関口として望ましい建築物の誘導を図るため、建築物の用途を一部制限する。</li> <li>賑わいのある都市空間の形成を行うとともに、良好な都市空間を創出するために、建築物等の形態並びに色彩その他の意匠の制限を行う。</li> </ol>				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	摘 要
			区画道路	9. 0m	約 79m	
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>法別表第 2 (ぬ) 項第 2 号に掲げる建築物</li> <li>法別表第 2 (へ) 項第 5 号に掲げる建築物</li> <li>法別表第 2 (り) 項第 2 号に掲げる建築物</li> <li>法別表第 2 (り) 項第 3 号に掲げる建築物</li> <li>法別表第 2 (ほ) 項第 2 号に掲げる建築物</li> </ol>				
建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁の色彩については、くまもとの玄関口としてふさわしい風格のあるまちなみの創出に配慮したものであるとともに、公共空間における街路樹の緑と調和したものとする。</li> <li>広告物や看板、自動販売機等の工作物については、原色をさけ、落ち着いた色調とし、建築物と一体的なデザインで周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>建築物に設ける屋上工作物（室外機等の設備）は、直接目に触れない位置に設けるか若しくはやむを得ない場合、外壁と同等又は調和のとれたもので遮断する。</li> </ol>					
備 考	本地区整備計画において、法とは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。					

「地区計画の区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」